

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の解答欄に正しく記入(マーク)すること。

[1] 次に掲げる用語の定義のうち、誤っているものはどれか。電波法(第2条)の規定に照らし、1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 「無線電話」とは、電波を利用して、音声その他の音響を送り、又は受けるための通信設備をいう。
- 2 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための電氣的設備をいう。
- 3 「無線局」とは、無線設備及び無線設備の管理を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- 4 「無線従事者」とは、無線設備の操作又はその監督を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

[2] 次の記述は、申請による周波数等の指定の変更について述べたものである。電波法(第19条)の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人又は電波法第8条の予備免許を受けた者が識別信号、 A、周波数、 B 又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、 C その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。

A	B	C
1 無線設備の設置場所	空中線の型式及び構成	混信の除去
2 無線設備の設置場所	空中線電力	電波の規整
3 電波の型式	空中線の型式及び構成	電波の規整
4 電波の型式	空中線電力	混信の除去

[3] 次の記述は、「混信」の定義について述べたものである。電波法施行規則(第2条)の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「混信」とは、他の無線局の正常な業務の運行を A する電波の発射、^{ひく}輻射又は B をいう。

A	B
1 妨害	誘導
2 妨害	空中線電力の許容偏差の逸脱
3 制限	誘導
4 制限	空中線電力の許容偏差の逸脱

[4] 次の表は、記号をもって表示する電波の型式について述べたものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、各記号とその表す内容の組合せの誤っているものを表の1から4までのうちから一つ選べ。

番号	電波の型式の記号	各記号が表す内容		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	F 3 E	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
2	G 7 D	角度変調であって位相変調	デジタル信号である2以上のチャンネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
3	J 3 E	振幅変調であって抑圧搬送波による単側波帯	アナログ信号である単一チャンネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
4	G 9 W	角度変調であって位相変調	デジタル信号の1又は2以上のチャンネルとアナログ信号の1又は2以上のチャンネルを複合したもの	テレビジョン（映像に限る。）

[5] 次の記述は、高圧電気に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第25条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高圧電気（高周波若しくは交流の電圧 A 又は直流の電圧750ボルトをこえる電気をいう。）を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から B 以上のものでなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) B に満たない高さの部分が、人体に容易に触れない構造である場合又は人体が容易に触れない位置にある場合
- (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、かつ、 C 以外の者が出入しない場所にある場合

	A	B	C
1	300ボルト	3メートル	取扱者
2	350ボルト	2.5メートル	取扱者
3	300ボルト	2.5メートル	無線従事者
4	350ボルト	3メートル	無線従事者

[6] 次の記述は、第一級陸上特殊無線技士の資格の無線従事者が行うことのできる無線設備の操作について述べたものである。電波法施行令（第3条）の規定に照らし、 内に入れるべき正しい字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

第一級陸上特殊無線技士の資格の無線従事者は、陸上の無線局（注）の空中線電力 A の多重無線設備（多重通信を行うことのできる無線設備でテレビジョンとして使用するものを含む。）で B の周波数の電波を使用するものの技術操作を行うことができる。

注 海岸局、海岸地球局、船舶局、船舶地球局、航空局、航空地球局、航空機局、航空機地球局、無線航行局及び放送局以外の無線局をいう。

	A	B
1	500ワット以下	30メガヘルツ以上
2	500ワット以下	25メガヘルツ以上
3	700ワット以下	25メガヘルツ以上
4	700ワット以下	30メガヘルツ以上

[7] 次の記述は、無線局の運用について述べたものである。電波法（第 5 3 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

無線局を運用する場合においては、 A 、識別信号、 B は、免許状又は登録状に記載されたところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。

A	B
1 無線設備の設置場所	電波の型式及び周波数
2 無線設備の設置場所	電波の型式、周波数及び通信方式
3 無線設備の工事設計	電波の型式及び周波数
4 無線設備の工事設計	電波の型式、周波数及び通信方式

[8] 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第 5 6 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

無線局は、 A 又は電波天文業務（宇宙から発する電波の受信を基礎とする天文学のための当該電波の受信の業務をいう。）の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような B を与えないように運用しなければならない。ただし、 C については、この限りでない。

A	B	C
1 他の無線局	混信その他の妨害	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信
2 他の無線局	混信	遭難通信、緊急通信及び安全通信
3 重要無線通信を行う無線局	混信その他の妨害	遭難通信、緊急通信及び安全通信
4 重要無線通信を行う無線局	混信	遭難通信、緊急通信、安全通信及び非常通信

[9] 次の記述は、総務大臣が行う無線局（登録局を除く。）に対する免許内容の変更命令について述べたものである。電波法（第 7 1 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、 A 必要があるときは、無線局の B に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局の C の指定を変更し、又は人工衛星局の無線設備の設置場所の変更を命ずることができる。

A	B	C
1 混信の除去その他特に	目的の遂行	電波の型式若しくは周波数
2 混信の除去その他特に	運用	周波数若しくは空中線電力
3 電波の規整その他公益上	目的の遂行	周波数若しくは空中線電力
4 電波の規整その他公益上	運用	電波の型式若しくは周波数

[10] 次の記述は、総務大臣が行う処分について述べたものである。電波法（第 7 6 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、免許人又は登録人が電波法、 A 若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときは、 B 以内の期間を定めて無線局の運用の停止を命じ、若しくは登録の全部若しくは一部の効力を停止し、又は期間を定めて C を制限することができる。

	A	B	C
1	電気通信事業法	3 箇月	周波数若しくは空中線電力
2	電気通信事業法	6 箇月	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力
3	放送法	3 箇月	運用許容時間、周波数若しくは空中線電力
4	放送法	6 箇月	周波数若しくは空中線電力

[11] 次の記述のうち、無線従事者がその免許を取り消されることがあるときに該当しないものはどれか。電波法（第 7 9 条）の規定に照らし、1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。
- 2 著しく心身に欠陥があって無線従事者たるに適しない者に該当するに至ったとき。
- 3 不正な手段により無線従事者の免許を受けたとき。
- 4 無線従事者が日本の国籍を失ったとき。

[12] 無線局の免許がその効力を失ったとき、免許人であった者は、免許状をどうしなければならないか。電波法（第 2 4 条）の規定に照らし、正しいものを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

- 1 遅滞なく廃棄しなければならない。
- 2 1 箇月以内に返納しなければならない。
- 3 無線検査簿とともに 3 箇月以内に返納しなければならない。
- 4 無線検査簿及び無線業務日誌とともに 2 年間保管しなければならない。